

平成27年12月1日

支部会員各位

公益社団法人全日本不動産協会  
東京都本部 中野杉並支部  
支部長 林 直清



危険ドラッグ販売及び特殊詐欺排除に関するご協力、  
賃貸契約 特約等、確約書ひな型のご活用について（お願い）

前略 支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃より当協会支部活動にご協力賜り誠にありがとうございます。

当協会東京都本部では、平成27年5月19日、東京都、警視庁とともに「危険薬物及び特殊詐欺（振り込め詐欺等）の根絶に係る協定書」を締結致しました。

また当支部におきましても3月に中野区、5月には杉並区と「危険ドラッグ及び特殊詐欺撲滅に関する覚書」を警察署、区役所、町会等とともに締結し、これまで支部でも協力、活動を行って参りました。

更には平成27年9月1日より以下の通り「東京都 安全・安心まちづくり条例」の改正において、次のような条項が設けられすでに施行されております。

- ・ 都民等への情報提供の実施（第28条及び第31条）
- ・ 都民等は都の施策へ協力、危険薬物の販売情報等を知った場合は都へ情報提供、特殊詐欺に係る情報を知った場合は警察官へ通報（努力義務）（第29条及び第32条）
- ・ 事業者は、事業が危険薬物の販売及び特殊詐欺の手段に利用されないことがないように、適切な措置を実施（努力義務）（第29条及び第32条）
- ・ 都内の建物での危険薬物等の販売及び特殊詐欺を禁止（第30条及び第33条）
- ・ 建物を貸付けする者の責務として、確約書等の使用及び解除特約を契約書に盛り込むことを定め、これに反して建物が指定薬物等の販売等又は特殊詐欺に利用された場合は解除・明渡しを申入れ（努力義務）（第30条及び第33条）

つきましては、上記の通り危険ドラッグや特殊詐欺に関する情報を入手した際には、速やかに通報する他、賃貸借契約の際には別紙の「危険薬物の販売等および特殊詐欺の用に供しない旨の表明・確約書、特約追記条項／ひな型」を当支部ホームページよりダウンロード、ご活用頂き、未然防止にご協力頂きますようお願い申し上げます。

草々